

審 第 1 6 2 4 号  
答 申 第 4 7 8 号  
平成29年11月27日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年2月16日付け精保セ第427号による下記の諮問について、  
別紙のとおり答申します。

記

諮問第568号

平成27年1月6日付けで異議申立人から提起された、平成26年12月  
22日付け精保セ第355号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立て  
に対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成26年12月22日付け精保セ第355号による行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした部分のうち、別表の開示すべき情報欄に記載した各情報は開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成26年11月22日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「存在する限り全ての年度で、精神保健福祉センターの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条で定められる情報全て。その他、その添付文書全て、その関係文書全て。」（以下「本件請求内容」という。）

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、別表に記載した「受託許可願いについて（進達）」外27件の文書（以下併せて「本件各対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、本件決定を行った。

## 5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、平成27年1月6日付けで異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消して、請求した情報全てを開示するとの決定を求める。

### 2 異議申立ての理由

不開示部分は、いずれも条例第8条第2号に該当しない。また、該当したとしても条例第8条第2号ただし書イロハニ全てに該当する。出生した月日を不開示としたことも無論違法であるが、あろうことか、氏名、生年、所得・収入等、支給区分別金額を不開示情報と解釈して不開示決定処分をしたことは、著しく知る権利を侵害しており違法である。

### 3 意見書の要旨

#### (1) 対象文書の特定について

関連文書や添付文書が他の自治体と違って少なすぎる。

#### (2) 条例第8条第2号該当性について

##### ア 一般的に条例第8条第2号ただし書ハに該当する

千葉県精神科医療センター分についても千葉県精神保健福祉センター分についても、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）の規定に基づく精神保健指定医及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）の規定に基づく精神保健判定医、精神保健参与員、精神保健審判員は、いずれも特別公務員である。本件開示講演等の内容に照らし合わせても、職務遂行情報そのものである。

さらに、千葉県精神保健福祉センターが本件で開示した行政文書によれば、例えば、「2 職務専念義務免除の検討 ⑤職務との関連性等説明」の欄に「千葉地方裁判所からの依頼を受け、精神保健参与員

として、『心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律』による処遇事件の打合わせ及び審判に出席するものであり、職務との関連性が認められる。」とあり、それによって、「職務との関連性等」の「判断」の欄と「職務専念義務免除の可否」の「判断」の欄ともに「○」と明記してあるのである。そのことから、千葉県精神科医療センター分も千葉県精神保健福祉センター分も、これと同様の関連性でも職務専念義務が免除されると推認される。ゆえに、千葉県精神科医療センター分についても千葉県精神保健福祉センター分についても、職務専念義務免除の申請が承認された分については、条例第8条第2号ただし書ハに該当する。

そして、千葉県精神科医療センター職員で電話に対応した〇〇、〇〇両氏によれば、千葉県精神科医療センターでは、本件各対象文書が職務専念義務免除の申請書を兼ねている、とのことであった。

また、実施機関自らも受託許可願を提出した職員の氏名等やその内容等が条例第8条第2号ただし書ハに該当すると認めているのであるから、報酬の価額や交通費の実費の価額も受託許可願の内容として開示すべきである。

加えて、謝礼を贈った側が国、自治体、独立行政法人等、地方独立行政法人である場合については、謝礼を贈った側の職員の職務遂行情報にも該当する。

したがって、不開示部分全てについて、条例第8条第2号ただし書ハに該当する。

#### イ 全般的に条例第8条第2号ただし書ロに該当する

千葉県精神科医療センターを含む精神科医療施設では、対象者本人の意思に反して人権を制限し入院加療を強制するという公権力の行使が精神保健福祉法の規定による精神保健指定医又は特定医師という特別公務員によって日常的に繰り返されている上に、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の事務局が置かれている。そして、千葉県精神保健福祉センターは精神保健福祉法の規定による精神医療審査会の事務局が置かれている。

内閣府情報公開・個人情報保護審査会平成17年度（行情）答申第

299号によると、精神保健福祉法の各規程によって精神保健指定医という公務員が公権力の行使をするに当たって、職務職責が極めて重大であり、その立場は、当該職務を遂行するに必要な知識及び技能を求められる高度な専門職であって、社会的責任が極めて強大な公的人格があると認められるとした。そして、精神保健指定医の判断は、人の自由に対する権利に著しい制限を加える性質があるから、社会的責任が重大であり、社会が精神保健指定医に十分な専門性を期待することは当然であり、したがって、精神保健指定医が十分な専門性を有しているかという情報は、広く一般に公にされていることが求められているというべきとしている。

したがって、不開示部分全てについて、条例第8条第2号ただし書ロに該当する。

ウ 全般的に条例第8条第2号ただし書イに該当する

不開示とされた行政文書のうち、少なくとも、埼玉県、新潟県、千葉市、印西市、匝瑳市、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が報酬を送る側に当たる分については、本件の原処分で不開示とされた謝金の価額や交通費の価額といった多くの情報を各情報公開条例・情報公開規程に基づく開示請求又は開示の申出に対して開示になっている。加えて、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、〇〇〇〇〇〇〇を運営しており、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）の出資法人等の情報公開を定めた第27条に基づいて情報公開規程を設けている。さらに、新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）、千葉市情報公開条例、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇情報公開規程では、開示請求権を何人と規定している。そして、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）では、開示請求権を条例同様に広義の県民の他、開示請求の理由を明示できる者なら何人と規定している。そして、印西市情報公開条例（平成12年印西市条例第24号）、匝瑳市情報公開条例（平成18年匝瑳市条例第10号）では、開示請求権を広義の市民に限定しているが開示申出の権利を何人と規定している。

したがって、不開示部分のうち、少なくとも、埼玉県、新潟県、

千葉市、印西市、匝瑳市、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が報酬を送る側に  
当たる分について当該自治体及び事業団から開示になる情報は、条例  
第8条第2号ただし書イに該当する。

エ 以上は不開示部分につき言えることであるが、以下はそれに加えて、  
不開示理由がないことを個別に述べる。

(ア) 謝金の価額

千葉県精神科医療センターからの理由説明書によると、「当該職員  
の氏名と併せて更に、報酬額、謝礼、交通費等を開示することは、  
当該職員の公務とは関係ない保護すべき個人情報を明らかにする  
こととなり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人  
のプライバシーを最大限に保護するため、不開示とする個人情報の  
要件を定めた本号の趣旨に反することとなる。」とあるが、条例  
第8条第2号の趣旨は形式的に個人の識別が可能であれば全て  
不開示となるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を  
越えて不開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。そこで、個人  
識別情報を原則不開示とした上で、個人の権利利益を侵害せず  
不開示にする必要のないもの、及び個人の権利利益を侵害しても  
開示することの公益が優越するため開示すべきものを同号ただし書  
で例外的事項として列挙する個人識別情報型を採用している  
のである。

そして、当該不開示情報は、当該職員の公務とは関係ない保護  
すべき個人情報ではなく、当該職員の公務と関係があるということ  
を実施機関自体が承認しており、かつ、民間団体や自治体、  
その出資法人等でも当該情報を保護すべき個人情報ではないと  
判断して公開している。

それにとどまらず、例えば、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇社  
からの依頼書等にも「個人的費用に関しては、弊社は費用負担を  
致しません事を予めご了承願います。」と明記されているとおり、  
依頼者自らが、謝礼金、交通費、宿泊費等は個人に関する情報  
ではないと判断している。その上、本件各対象文書は、全て実施機関

によって当該職員の営利企業等従事許可願が承認されたものである。その中には、受諾書に当該職員が自筆で署名捺印したものもある。ゆえに、実施機関も当該職員も依頼者も、3者全てが当該費用を個人的費用と認識していなかったのであり、したがって、個人に関する情報ではないことから、条例第8条第2号個人識別情報による不開示には理由がない。

さらに、謝金の価額は、本件各対象文書にも明記されているとおり、製薬会社からの分については、〇〇〇〇〇〇〇〇の定めた「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」に依拠して、当該職員の氏名、所属とともに、各製薬会社のウェブサイトや各製薬会社の閲覧場所等において公開になっているか、又は、公開することになっている情報であるから、条例第8条第2号に該当しないか、又は、たとえ該当したとしても同号ただし書イに該当する。

また、少なくとも、報酬の価額は、非常に多くの自治体や独立行政法人や事業団等で情報公開諸法の規定に基づいて公開になっている。条例と同様の規定を有する他の行政機関等では、公務員等が営利企業等に従事する際の報酬も価額まで公開になっている。これは、職務遂行に係る情報に該当するからという判断であったか、又は、そもそも、個人に関する情報に該当しないからという判断であった。当該情報が公になると個人の権利利益が害されると主張するならば、静岡県や福島県、市川市や匝瑳市、独立行政法人〇〇〇〇〇〇〇や国立大学法人〇〇大学、あるいは独自に情報公開規則を設けている公益財団法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇といった数多の情報公開実施機関が公務員等にとどまらず民間職員に対する謝金額まで情報公開請求で公開していることで当該個人の権利利益が現に害されていることを立証すべきである。しかし、それらの機関に関して、報酬を与えた側からも報酬を受け取った側からも訴訟提起はなされておらず、情報公開の主権者たる市民からも報酬の価額までは出すべきではないというパブリック・コメントも出されず、マスメディアも報酬金額まで公開することを批判する報道

をせず、対価の具体的な数字を開示するなという市民運動や人権運動も起こらず、情報公開において謝金の価額まで出すのはプライバシー侵害ではないかという議会質問も存在しない。現に謝金の価額が公開になっても、個人の権利利益が害されていないと如実に示しているのであるから、実施機関のおそれるところは杞憂である。これらの事実は、価額まで公開しても、個人の権利利益が害される具体的で客観的な蓋然性がないということである。ゆえに、「報酬金額」は、公開になっても個人の権利利益が侵害されることはなく条例第8条第2号に基づく不開示は違法である。

(イ) 食事の有無又は内容

実施機関の経費のうち食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報ではないものの、条例第8条第2号ただし書ニは、食糧費が事実上の営利企業等との癒着や官官接待といった不当な利益を保護の対象から除外する目的で設置した規定である。この目的を十分に全うしその理念を果たすためにも、食事の金額や内容を記載した欄の不開示部分は、一律に開示すべきである。

(ウ) 交通費、宿泊費、旅費

所得とは言えないため、個人情報ではない。交通費や宿泊費といった旅費は、報酬と違って、受領者が自由に消費できるものではなく、各事業の主催者等が当該職員に対して当該事業に参加してもらう便宜を図るために提供した交通機関利用料金である。当該事業に参加すれば、当然にその金額が消費尽くされて他の目的で使用することは原理上できないため、当該職員個人の正当な権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

実際に、千葉県立西部図書館は、実施機関同様に条例によって「実施機関」と規定されているにもかかわらず、条例の規定に基づく情報公開請求に対して交通費の価額を開示している。他の自治体においても同様の判断を示している。

加えて、旅費は、一般に、駅やバス停、インターネット上等でも公開になっている。

ゆえに、条例第8条第2号に該当しないか、又は、たとえ該当したとしても同号ただし書イハに該当する。

(エ) 連絡先、担当者等

公務員や独立行政法人等職員といった、民間職員以外の職員の氏名や連絡先まで不開示とされている。仮にウェブサイトや窓口にて連絡先が公開されていないにせよ、依頼者が公務員等である場合には、当該公務員等が当該自治体や独立行政法人等の予算執行を伴う講演・授業等を当該職員に依頼するという職務遂行情報に該当する。ゆえに、条例第8条第2号ただし書ハに該当する。

さらに、他の自治体や独立行政法人等では、情報公開諸法の規程に基づく開示請求に対して、公共機関、民間法人を問わず、職員の氏名のみならず、依頼文に記載された電話番号、FAX番号、メールアドレス等を公開している。開示請求権の規定も何人と規定されている。ゆえに、条例第8条第2号ただし書イに該当する。

また、社団法人の常任理事及び、情報公開の「実施機関」ではない私学であれ、学校法人の理事長や大学教授の氏名等は、登記事項又は学校発行のパンフレットやウェブサイト上で公開になっている情報である。ゆえに、条例第8条第2号ただし書イに該当する。

さらに、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）の第33条の規定によって、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇情報公開規程を設けており、開示申出を広義の都民の他、開示申出の理由を明示できれば何人と規定しているため、当該公社職員の氏名は、条例第8条第2号ただし書イに該当する。

外務省職員の採用にかかる業務は、外務省職員の職務遂行情報に該当するため、条例第8条第2号ただし書ハに該当する。

したがって、全てを開示すべきである。

(オ) 司法精神医学の実践たる精神鑑定に係る情報

医療観察法等の規定による公務の内容であるから、全般的に当該職員及び鑑定等を命じた裁判所職員の職務遂行情報に該当する。

対象者氏名や生年月日を不開示にした上で、鑑定事項や鑑定の必要性を認めた理由は、個別具体的な情報に踏み込まず、犯行当時の精神状態の判断や再犯の可能性の判断といった抽象的な範囲内で最大限の開示をすべきである。

(3) 条例第8条第3号該当性について

不開示とされた印影は、職員個人の物と法人の物とに2分される。職員の印影は、氏名ではなく、名字のみを図案化したものであって個人識別情報としての性質は氏名自体よりも格段に弱まる上に、何よりも条例第8条第3号には該当しない。両印影は、内閣府情報公開・個人情報保護審査会平成21年度（行情）答申第003号によれば、開示すべきという判断が出ている。そして、一般に、職員の印鑑は、認印であって、実印ではない。実印登録された印鑑ではなく、市販されている印鑑なのである。銀行、証券会社、投信会社、FX会社などの金融機関で口座開設をするときに押印し登録する印鑑（届出印、お届け印、銀行印などと呼ばれる）又は役所で印鑑登録をしたハンコすなわち実印を依頼文書に押捺することは、社会通念上も考えられない。また、情報公開の「実施機関」となっていない民間団体は、印影を含んだ文書までインターネット上に公開し続けている。

さらに、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の規定に基づく「実施機関」に当たる独立行政法人〇〇〇〇〇〇〇や静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号）の規定に基づいて情報公開する地方独立行政法人〇〇〇〇〇〇〇〇なども個人及び法人の印影を公開している。大阪府や静岡県に置かれている法人の支店が印影を公開されていることで、他の自治体の支店と比べて優位に印影の偽造によって競争的地位が脅かされるなど正当な利益が現実に害されていることと当該独立行政法人職員である贈与等報告者個人の権利利益が他の自治体等の情報公開の「実施機関」の職員と比べて優位に現に脅かされていることとを証明する具体的な根拠を明示すべきである。既に公開になっている印影のみならず、民間であれ公的機関であれ、個人であれ法人であれ、印影を公開している他の情報公開の

「実施機関」によって取得又は作成された印影は、情報公開請求によって公になるのであるから、〇〇〇〇〇〇〇〇や〇〇〇〇〇〇〇〇が取得又は作成したかにかかわらず実施機関を含む全ての「実施機関」で印影までを公開すべきである。上述の答申どおり、当該職員は、発出文書が真正なものであることを証明するために押印したものであって、一定の認証的機能を果たしているものと言うことはできるとしても、金融機関に対する届出印のように、印影の偽造による重要書類の偽造を容易にし、当該個人の資産等への不法な侵害を招くおそれがあるとまでは認められない。実際、実施機関も公務員等の印影及び行政機関の印影は、公開している上に当該公務員等や行政機関の権利利益を害したとは認められていない。ゆえに、印影も全て開示すべきである。

(4) 条例第8条第2号ただし書の生命等保護規定及び条例第10条の公益上の理由による義務的及び裁量的開示について

報酬金額や交通費実費額といった金額を不開示にされると、数年前に全国規模のスキャンダルとなった自治体の財務犯罪、不正経理が外部から民主的にチェックすることができなくなってしまう。職員が財務犯罪、不正経理に手を染めているかどうかはまさに公益の問題そのものである。千葉県財務犯罪、不正経理の前例を鑑みるに、開示されることの不利益と開示することの利益を比較すると、公開することで得られる公益が公開されることで生じる不利益に優ることから、金額まで公益上の理由からも開示すべきである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

##### 1 行政文書開示請求及び対象文書の特定について

平成26年11月22日付けで行われた行政文書開示請求書において、開示請求する行政文書の件名又は内容として本件請求内容と記載しており、別表に記載した受託許可に係る文書を対象文書として特定したものである。

##### 2 対象行政文書の内容

所属職員が〇〇大学医学部非常勤講師の委嘱や医療観察法に基づく精神保健参与員、千葉市医師会認知症研究会市民公開講座パネリストの依頼を

受け、受託許可の手続を行った文書である。

### 3 部分開示の理由について

#### (1) 条例第8条第2号該当性について

開示しない部分とした氏名、生年月日、所得・収入等、支給区分別金額は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

#### (2) 条例第8条第2号ただし書イロハニ該当性について

氏名は、医療観察法に規定される対象者の氏名であり、ただし書ハには該当しない。またイロニにも当然該当しない。

生年月日は、所属職員のものであるが、公にすることが予定されている情報ではなく、職務遂行に係る情報ではないため、ただし書イロハニいずれにも該当しない。

所得・収入等は、所属職員のものであるが、職名及び氏名は開示していることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。また、ただし書イロハニいずれにも当然該当しない。

支給区分別金額は、裁判所より示された支給額であるが、所属職員の受領額と同額であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。また、ただし書イロハニいずれにも当然該当しない。

### 4 異議申立ての理由について

#### (1) 異議申立人は、不開示箇所はいずれも条例第8条第2号に該当しない。

たとえ該当したとしても、同号ただし書イロハニ全てに該当する旨主張する。

しかしながら、不開示箇所については、上記3で説明するとおり、条例第8条第2号の不開示情報に該当し、ただし書イロハニには該当しないものである。

#### (2) また、異議申立人は、出生した月日を不開示としたことも無論違法であるが、あろうことか、氏名、生年、所得・収入等、支給区分別金額を不開示情報と解釈して不開示決定処分をしたことは、著しく知る権利を

侵害しており違法であると主張するが、この主張には理由がないものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件各対象文書及び不開示部分について

本件各対象文書は、地方公務員法第38条の規定により、実施機関の職員が、営利企業等の事務に従事しようとする際、任命権者の許可を受けるために作成した起案文書であり、①起案文書、②受託許可願についての進達文書、③受託許可願、④営利企業等からの依頼文書、⑤受託許可についての通知文書及び⑥その他関連文書で構成されている（ただし、起案ごとに構成書類は異なる。）。

実施機関は、本件各対象文書のうち、別表の実施機関が不開示とした部分欄に記載した各情報について、いずれも個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であるためとして不開示とした。

### 2 本件決定の妥当性について

そこで、不開示部分ごとに実施機関が行った本件決定の妥当性について、以下検討する。

#### (1) 医療観察法の対象者の氏名について

医療観察法の対象者の氏名（以下「対象者の氏名」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

対象者の氏名は、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報とは認められず、当該対象者が公務員等として職務を遂行するものでないことは明らかであるから、同号ただし書イ及びハに該当しない。

また、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、実施機関が対象者の氏名を不開示としたことは、妥当である。

(2) 生年月日について

医療観察法第15条第2項の規定による名簿に登載されることについての同意書に記載された実施機関の職員の生年月日（以下「同意書生年月日」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

また、同意書生年月日が、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、実施機関が同意書生年月日を不開示としたことは、妥当である。

(3) 所得・収入等について

当審査会が本件各対象文書を見分したところ、報酬額、報酬、謝金及び手当額の各部分（以下「報酬額等」という。）には、当該職員が報酬等として受け取る金額が、また、交通費の部分には、関係する団体が費用を負担するかどうか記載されていることが認められる。

ア 報酬額等について

(ア) 職員が営利企業等の事務に従事する場合、地方公務員法第38条及び営利企業等の従事制限に関する規則（昭和40年千葉県人事委員会規則第18号）に基づき、当該営利企業が職員の占める職と密接な利害関係がないこと、職務の遂行に支障がないこと、公務員の信用を失墜するおそれがないことなどを許可の基準としていることからすれば、これらの判断の透明性を確保する観点から当該職員の権利利益を害するおそれがない限り、実施機関の職員の営利企業等に従事した当該事務に係る情報はできるだけ開示されるべきである。

(イ) しかしながら、報酬額等には、いずれも当該職員が営利企業等への従事許可を受けて行う事務を遂行することで受け取る報酬等の金額が記載されていることが認められ、報酬額等は、営利・非営利法人さらには官公庁で従事する場合を問わず、当該職員の所得を構成する私事に関する情報で、通常他人に知られたくないものであることから、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を

害するおそれがある情報であるため、条例第8条第2号本文後段に該当する。

(ウ) この点、異議申立人は、製薬会社のホームページで、講演をした人物の「謝金」が公開されており、本件各対象文書のうち製薬会社からの「謝金」は慣行として公にされている旨を主張するが、当審査会が事務局職員をして確認させたところ、製薬会社からの「謝金」に関する情報は、必要事項を入力して製薬会社に申請し、製薬会社の判断を経て初めて閲覧できるものであり、これらの手続に鑑みれば、慣行として公にされているとまではいえず、同号ただし書イに該当しない。

そして、上記(イ)のとおり、報酬額等は、私事に関する情報であるため、職務遂行情報には該当せず、同号ただし書ハに該当しない。

また、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、実施機関が報酬額等を不開示としたことは、妥当である。

#### イ 交通費について

実施機関は、交通費を不開示としているが、交通費は、これらを開示しても当該職員の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第8条第2号に該当しない。

したがって、実施機関が不開示とした交通費は、開示すべきである。

#### (4) 精神保健参与員手当の支給区分別金額について

ア 精神保健参与員手当の支給区分別金額（以下「支給区分別金額」という。）には、4つの業務の形態に照らして、それぞれ手当の金額が記載されている。

具体的には、「A 処遇事件について執務をしたとき（Bに該当する場合を除く。）」、「B 処遇事件について執務をした時間が1時間以下のとき。」、「C 裁判所からの指示ごとに、処遇の要否及びその内容に関する意見を、書面で提出したとき。」及び「D 当事者不出頭等の事由により、登庁したものの、処遇事件について執務をしなかったとき。」と区分されている。

イ　ところで、実際に当該職員が受け取った手当の金額は、業務を行うことで初めて明らかになるのであって、支給区分別金額からでは、直ちに当該職員が受け取った具体的な手当の金額が明らかになるわけではないため、支給区分別金額を開示しても当該職員の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、また、支給区分別金額から特定の個人を識別することはできないため、支給区分別金額は条例第8条第2号に該当しない。

したがって、実施機関が不開示とした支給区分別金額は、開示すべきである。

### 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

### 4 結論

以上のとおり、実施機関が不開示とした部分のうち、別表の開示すべき情報欄に記載した各情報は開示すべきである。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年　月　日	処　理　内　容
平成27年　2月17日	諮問書の受理
平成27年　3月24日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年　4月28日	異議申立人の意見書の受理
平成28年10月28日	審議
平成28年11月25日	審議
平成28年12月16日	審議
平成29年　1月27日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

氏名	職業等	備考
泉 登茂子	公認会計士	
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
横田 明美	千葉大学法政経学部准教授	部会長職務代理者

(五十音順)